

3 生活支援サービスを利用したい

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけ
必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

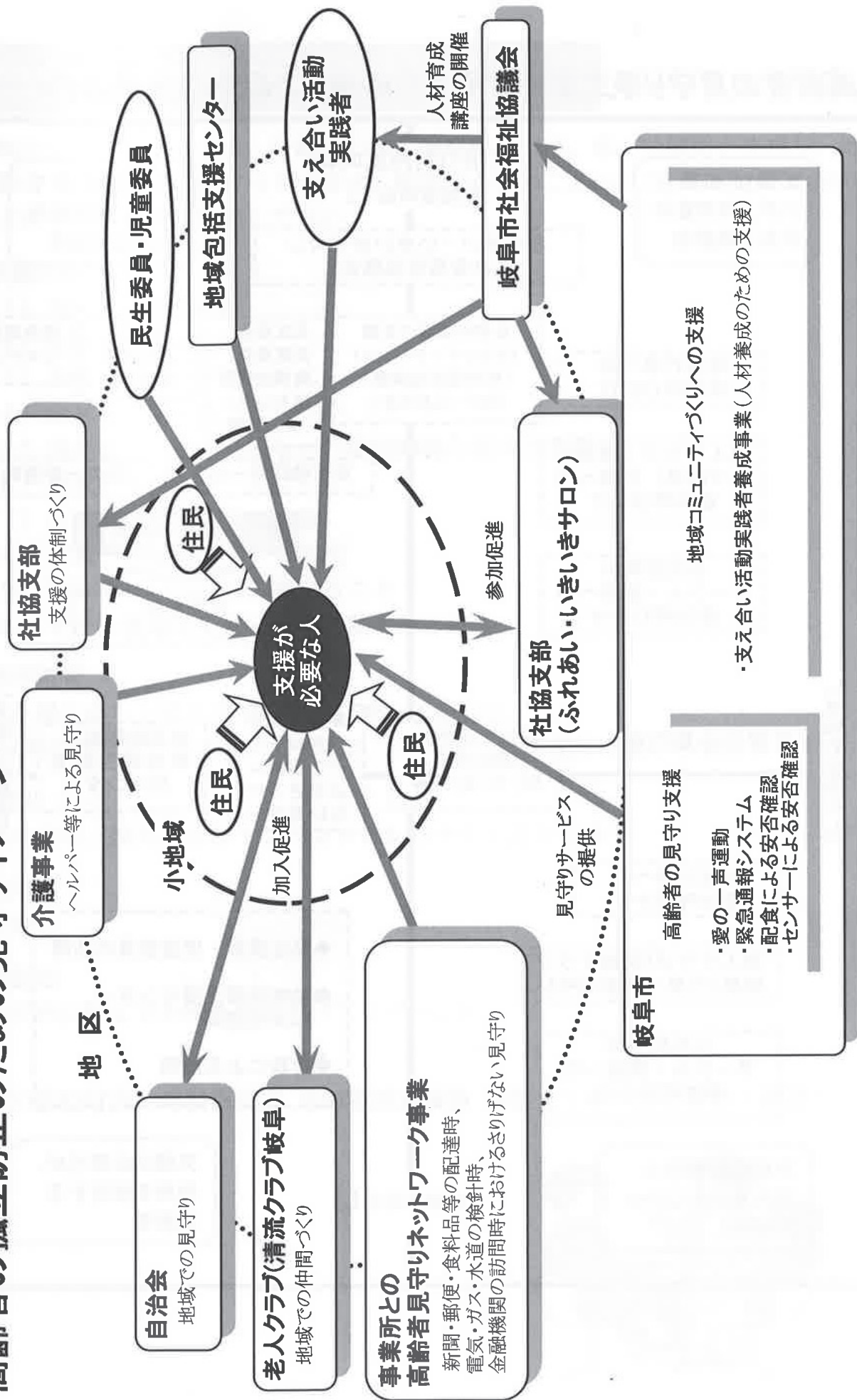
4
施設サービスを利用したい

5
安心して医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

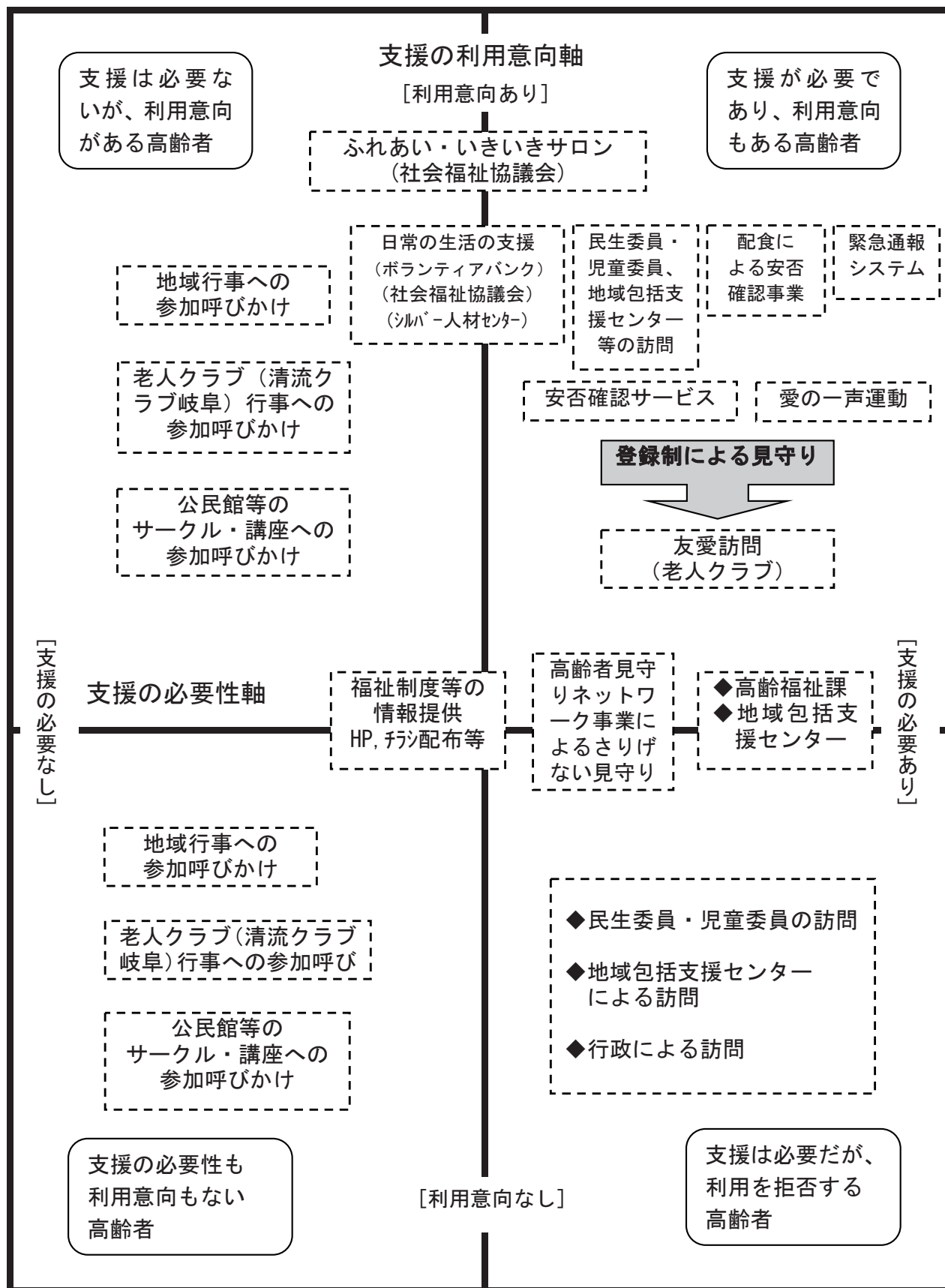
7
相談窓
口

高齢者の孤立防止のための見守りイメージ



1	生きがいを見つけない	2	介護をできるだけ必要としないために	3	生活支援サービスを	4	施設サービスを	5	安心して医療を受けたい	6	高齢者福祉施設一覧	7	相談窓
---	------------	---	-------------------	---	-----------	---	---------	---	-------------	---	-----------	---	-----

高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。様々な機関と連携し、地域の高齢者の皆様の支援を行っています。健康や介護のことのほか、日常生活の困りごとなど何でも気軽にご相談ください。

○ 事業内容

- (1) 高齢者の実態把握
- (2) 総合的な相談受付
- (3) 高齢者虐待の予防・対応
- (4) 認知症に関すること
- (5) 成年後見制度の活用などの権利擁護に関する支援
- (6) 地域のネットワークづくり
- (7) 介護支援専門員への支援
- (8) 介護予防ケアプランの作成
- (9) 福祉サービス利用に関すること
- (10) その他高齢者の自立支援に関すること

○ 開所時間

月曜日から土曜日までの午前9時～午後5時

(開所時間外の緊急時のご相談については、転送電話で対応しております。)

○ 休日

日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日まで

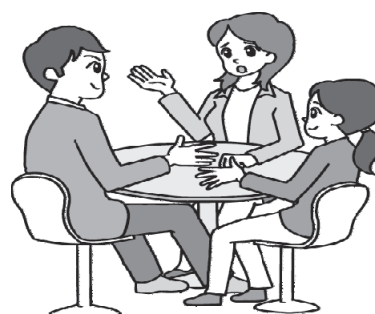
○ 利用料

無料

○ 所在地

市内に計19か所あります(77ページ)

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090(直通)



配食による安否確認事業

在宅生活において、食事の準備が困難で日々の見守りが必要な高齢者に、栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の安否を確認します。

○ 利用できる人

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の人で、食事の準備が困難であり、食の確保及び定期的な安否確認が必要で、この事業の対象者として適当と認められた人

○ サービスの内容

在宅生活する高齢者に、希望の曜日の昼食時と夕食時に、栄養のバランスのとれた食事を届けて安否を確認します。

○ 費用（一食につき）

種 別	昼	夜
普通食	400円 ～500円	480円 ～600円
特別食（生活習慣病に配慮したもの）	550円～620円	

※特別食については、生活習慣病に配慮したものになっていますが治療食ではありません。一部対応できない業者があります。

※きざみ食・おかゆが提供できる業者があります。

※料金は一食ごとに配達時に支払うことを原則とします。

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。（なお、緊急時の連絡のため、連絡先が2人程度必要です。）

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

栄養改善配食サービス事業

買い物及び調理が困難で低栄養のおそれのある人に、栄養のバランスのとれた食事を届け、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- ・ 要支援状態・要介護状態になるおそれの高い人及び要支援１・２と判定された人
- ・ 低栄養のおそれのある人
- ・ 買い物及び調理が困難で、かつ、他者からの支援が受けられない人

○ サービスの内容

栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を利用者の希望に応じ自宅へ配達し、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○ 費用及び申請方法

「配食による安否確認事業」に準じます。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話２１４－２１７２（直通）

１ 生きがいを見つけない

２ 介護をできるだけ必要としないために

３ 生活支援サービスを利用したい

４ 施設サービスを利用したい

５ 安心して医療を受けたい

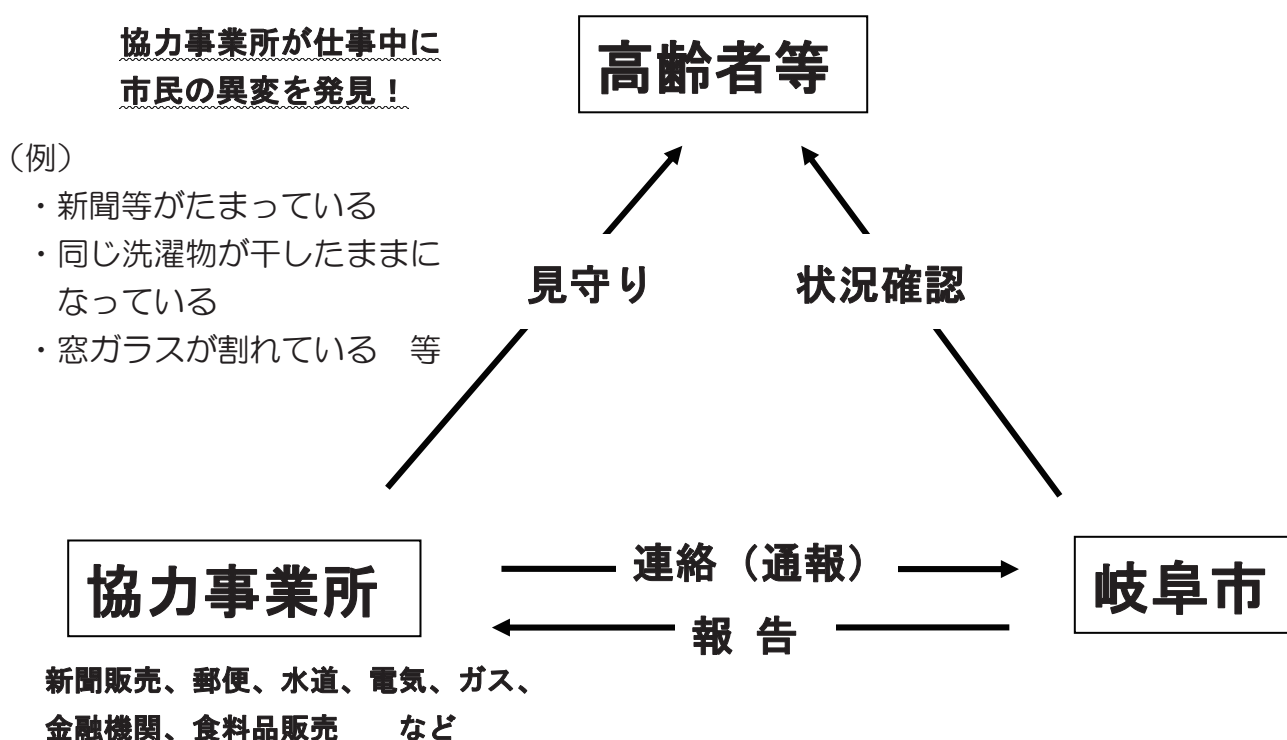
６ 高齢者福祉施設一覧

７ 相談窓口

高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、事業所に協力いただき、見守りネットワークをつくっています。

仕事中に高齢者の異変を発見したときなど、岐阜市に連絡して、状況の確認と支援につなげます。



★ 問い合わせ先 安否情報ダイヤルイン 電話265-4522（直通）

安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に見守り感知センサーを設置し、1日程度センサーに反応がないときは、24時間以内に協力員による確認、または岐阜市が委託した業者の訪問等により、安否確認を行います。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯の人
- (2) 生活保護法に規定する被保護世帯又は前年度の市民税が非課税の世帯
- (3) 連絡を取ることのできる電話回線を有する人
- (4) 協力員を2人程度選出できる人

○ 設置費用

感知センサーの設置には、特定の場合（電話線の延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○ 協力員の安否確認

一定時間感知センサーの反応がないときは、安否確認センターから安否確認等を協力員に依頼します。

協力員は事前にご登録いただいた近隣の方やご家族です。

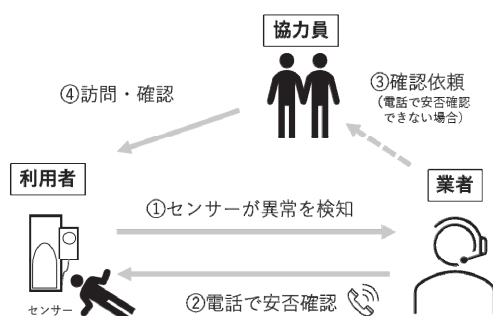
○ 申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

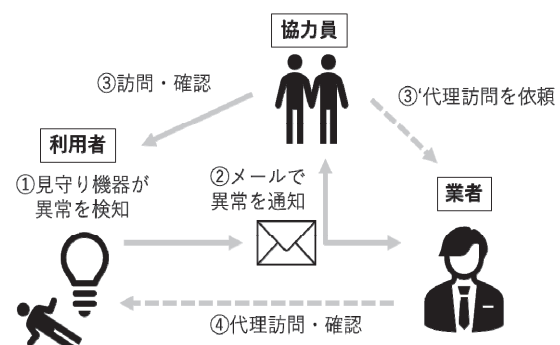
○ サービスの廃止

- (1) 資格要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請によってサービスを受けたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき
- (5) 本人、家族等から不要の申出があったとき

①電話型 イメージ図



②訪問型 イメージ図



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、自宅での急病や事故の際、身に着けているペンダントや、通報装置本体の緊急ボタンを押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけることができます。

また、相談ボタンを押すと、健康相談等を行うことができます。（緊急時には休日・夜間相談できます。）

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- （１） ６５歳以上のひとり暮らし高齢者（日中夜間独居含む）、または、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯等の人
- （２） 突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する人または身体虚弱のため緊急時において機敏に行動することが困難であり、日常に見守りを必要とする人
- （３） 電話回線を有する人（携帯電話のみ不可）
- （４） 協力員を２人程度選出できる人

○ 設置費用

緊急通報装置の購入費、設置工事費など、特定の場合（電話線の延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○ 協力員の安否確認

利用者から通報があった場合、受信センターの依頼により安否確認等を協力員に依頼します。

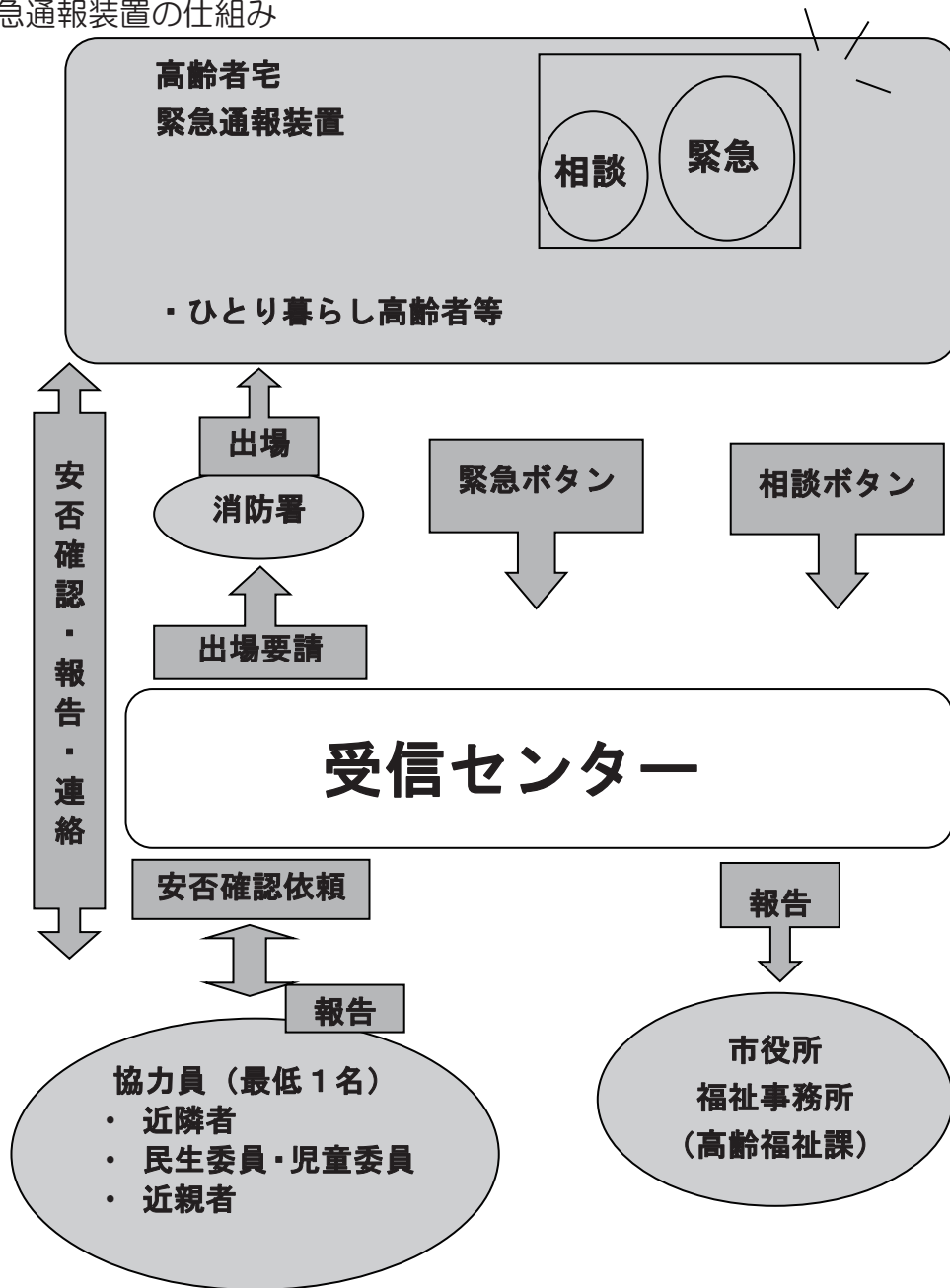
○ 申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

○ 緊急通報装置の返還

- （１） 資格要件に該当しなくなったとき
- （２） 虚偽の申請によって貸与を受けたとき
- （３） 死亡したとき
- （４） 福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき
- （５） 本人、家族等から不要の申出があったとき

○ 緊急通報装置の仕組み



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話２１４－２１７２（直通）

福祉器具給付事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等に、福祉器具を給付します。

○ 対象者と給付品目

おおむね６５歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等（別表１参照）で、この事業の対象者として適当と認められた人にガス漏れ警報器と

電磁調理器を給付します。

○ 費用の負担

世帯の生計中心者の前年所得税課税額により算定（別表 2 参照）

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

※ひとり暮らし高齢者等の認定は、別途、民生委員を通しての届け出が必要です。

別表 1 給 付 品 目

区 分	品 目	対 象 者	摘 要
福祉 器具	ガス漏れ警報器	ひとり暮らし高齢者又は、高齢者の みで構成される世帯に属する者であ って、事業の対象者として適当と認め られた者	費用負担は別表 2 による
	電磁調理器		

別表 2 費 用 負 担 基 準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分			利用者負担額
A	被保護者及び被支援者		な し
B	生計中心者の前年(申請が 1 月から 6 月までになされた場合は、 前々年)の所得税が非課税の世帯		な し
C	生計中心者の 前年所得税 課税額	10,000 円以下の世帯	16,300 円
D		10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400 円
E		30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800 円
F		80,001 円以上の世帯	全 額

備考 別表 2 において次に掲げる用語の意義は、当該各項のとおりです。

- 1 被保護者 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者(同法に準じて実施する保護を受けている外国人を含む)をいう。
- 2 被支援者 中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する、支援給付を受けている者をいう。
- 3 生計中心者 対象者が属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172 (直通)

認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症の方を対象に QR コードが印刷された見守りシールを無料で交付します。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- (1) 岐阜市の住民である人
- (2) ご自宅で生活している人（施設に入所されている方は利用不可）
- (3) 認知症により行方不明となったことがある人（行方不明となる可能性のある人も含む）

○ サービス内容

- ・見守りシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付け、行方不明となった場合に発見者が QR コードをスマートフォンなどで読み取ることができます。QR コードには、保護時のかかわり方で注意すべきことなどの本人の情報が含まれており、また、インターネット上の伝言板を通じて発見者とご家族で連絡をとることができます。
- ・見守りシールは、衣服に貼り付けることができる圧着ラベル 30 枚と杖などに貼り付けることができる蓄光シール 10 枚の計 40 枚セットです。
- ・スマートフォンなどでメールを受信し、本人を迎えに行くことができる緊急連絡先の方の事前登録が必要となります。
- ・見守りシールの利用者は、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせた場合や他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

○ 利用料金

無料

（見守りシールの追加交付をご希望される場合は利用者負担となります。）

○ 申請方法

申請書を岐阜市役所高齢福祉課または地域包括支援センターへ直接持参していただくか、高齢福祉課まで郵送してください。

申請から約 1 週間後に見守りシールを窓口にて交付、または、郵送します。（申請書は、岐阜市役所高齢福祉課、地域包括支援センター及び岐阜市高齢福祉課ホームページから入手できます。）

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話 214-2090（直通）

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるために
必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

4
施設サービスを利用したい

5
医療を受けていない
安心して

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓口

認知症高齢者等 GPS 機器等購入等助成金交付事業

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、行方不明になった場合の早期発見を図るため、GPS 機器等の購入またはレンタルにかかる費用を最大 2 万円助成します。

○ 利用対象者

認知症高齢者等^{*}を同居または通いにより介護する方。

ただし認知症高齢者等が下記 1 および 2 を満たす必要があります。

- 1 事前審査の申込み時点で、岐阜市に住民票があり、岐阜市内の自宅で生活していること
- 2 行方不明になる恐れがあること

※ 認知症高齢者等・・・65 歳以上の認知症の方、若年性認知症の方

○ 助成金の対象

- ・ GPS 機器の購入費用（充電器等の付属品を含む。）
- ・ レンタルにかかる初期費用（充電器等購入費、契約手数料等を含む。）
- ・ GPS 機器を格納できるシューズの購入費用

※ 毎月発生する利用料や通信費は対象外です。

○ GPS 機器の条件

- ・ 容易に携帯できる大きさ及び重さであること
- ・ 連続動作時間が最大 7 2 時間以上であること

※ GPS 機能付きの携帯電話、スマートフォン、タブレットは対象外です。

○ 助成金交付の流れ

1. 高齢福祉課窓口で事前審査を申し込み、助成対象の機器であることの承認を受ける。
2. GPS 機器を購入またはレンタルする。
3. 領収書等を添えて市に助成金を申請する。
4. 市は助成金（上限 20,000 円）を申請者に交付する。

※事前審査で承認を受ける前に購入した機器やレンタルした機器等については助成不可。（必ず事前審査後に機器の購入またはレンタルを行ってください。）

※申請者、振込口座名義人及び購入された方の氏名（領収書の氏名）はすべて同一でなければ助成不可。

本事業を利用する認知症高齢者等は、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我をさせ、又は他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090（直通）

シニア皆援隊

日常生活におけるちょっとした困りごとを、岐阜市シルバー人材センター会員がお手伝いする事業です。

○ 利用できる人

市内在住で60歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、高齢者のみの世帯の人

○ 利用料金

作業によって料金が異なります。詳細は下記の問い合わせ先に確認してください。

○ サービス内容（作業内容）

作 業 例
電球・蛍光灯の交換
灯油ストーブの給油
布団干し、又は取り込み
日用品の買物代行（生活のための必需品のみ）
薬局・病院等での薬の受け取り
暖房器具、扇風機等の季節用品の入れ替え
庭の水やり
家具の移動
室内外の清掃
ごみ出し支援

※表の内容は一例であり、お手伝いする会員の都合等で実際にサービスを受けることができない場合があります。

※事前に下記までお問い合わせください。

★ 問い合わせ先

公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター 電話240-1245

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いを行うことにより、地域の中で安心した生活ができるよう支援します。

○ 対象者

- (1) 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(※)等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を、本人のみでは適切に行うことが困難であると認められる人
※認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する人に限りません。
- (2) 利用者本人と社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会との間で取り交わす契約の内容について、判断できる能力を有していると認められている人
- (3) 居宅において生活している人に限られるものではなく、社会福祉施設の入所者または病院等の入院患者も対象となります。

○ サービス内容

- (1) 福祉サービス利用援助
 - ・福祉サービスの利用に関する相談や情報提供
 - ・福祉サービスの利用申し込みの手続き
 - ・福祉サービスの利用料支払いの手続き
 - ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続き
- (2) 日常的金銭管理サービス
 - ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - ・日常生活に必要なお金の払戻しの手続き
- (3) 書類等預かりサービス
 - 【お預かりできる書類等】
 - 年金証書、定期預金証書、権利証、実印、銀行印
 - ※お預かりする場合、「預かり書」を作成した上で、貸金庫に保管します。
 - ※宝飾品、書画、骨董品等はお預かりできません。

○ 利用料金

相談等は無料です。

生活支援員によるサービス内容及び利用料金は以下のとおりです。岐阜市在住で、収入が市民税非課税の場合は、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サー

ビスの利用料は半額になります。生活保護世帯は無料です。

サービス内容	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス
利用料金	1時間あたり1,200円 (30分ごとに600円加算)	1か月あたり500円

○ 申請方法

申請手続きは社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会が行いますのでご相談ください。

★ 問い合わせ先

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

岐阜市福祉サービス利用支援センター 電話252-6661（直通）

生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等が、疾病ではないが体調不良な状態に陥った場合など、一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止します。

○ 対象者

要介護・要支援認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で基本的生活習慣が欠如している人で、この事業の対象者として適当と認められた人

○ サービスの内容

養護老人ホーム等の短期入所用ベッドや空き部屋を活用して一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。

利用期間は、1週間を目安とします。

○ 費用の負担

1日につき388円（被保護世帯は免除です。）なお、食費等は実費負担です。

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等について、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族等がない場合等に、岐阜市長が審判の申し立てを行い、成年後見制度の利用に係る経費の一部を助成します。

○ 対象者

介護保険サービスの利用等において、身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）に規定する審判の請求を行うことが必要と認めるもののうち、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人

○ 助成対象経費の内容

- （１）申立手数料および通信費（郵便切手）
- （２）登記手数料（収入印紙）
- （３）鑑定費用（鑑定が必要な場合）
- （４）後見人等の報酬
- （５）その他市長が必要と認める経費

※ 負担能力のある人には、後日求償します。

○ 申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

高齢者虐待防止

平成18年4月から「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（通称、高齢者虐待防止法）が施行されています。この法律では近年、深刻な問題になっている「高齢者虐待」の早期発見・防止と、養護する家族への支援、地域の見守りの大切さを呼びかけています。

○ 主な発生要因

- ①虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係
- ②家族・親族との関係（無関心など）
- ③介護負担（虐待者の介護疲れ、高齢者本人の認知症による言動の混乱）
- ④経済的要因（経済的困窮）

○ 虐待の種類と危険サイン

種 類	虐 待 内 容	危 険 サ イ ン 例
心理的虐待	言動や威圧的な態度で脅しや侮辱を与えたり、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えたりすること。	• かきむしり、噛み付き、ゆすり等の行為が見られる。 • 身体を萎縮させる。 • 自傷行為が見られる。 • 食欲の変化が激しく、摂食障害が見られる。
ネグレクト (介護等放棄・放任)	介護や生活の世話をしている家族が食事や入浴、排せつ等の世話を放棄・放任し、高齢者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させること。	• 住居が非衛生的になっている、異臭を放っている。 • 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。 • 適度な食事が準備されていない。 • 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。
身体的虐待	殴る・つねる・蹴るなどの暴力行為。また、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為のこと。	• 体に小さな傷が頻繁に見られる。 • 急におびえる。 • 傷やあざについての説明のつじつまが合わない。
経済的虐待	財産やお金を本人の合意なしに使用すること。また、日常生活に必要な金銭を渡さないこと。	• 自由に使えるお金がないと訴える。 • 経済的に困っていないのに、費用負担のあるサービスを利用しながらない。 • お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
性的虐待	本人のいやがる性的な行為やその強要を行うこと。	• 肛門や性器からの出血や傷が見られる。 • 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 • 人目を避けるようになり、多くの時間を1人で過ごすことが増える。

○ 地域や家族・介護者に見られるサイン

- ・ 自宅から怒鳴り声や悲鳴、物が割れる音が頻繁にする。
- ・ 気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- ・ 最近姿を見かけない。
- ・ 電気メーターが止まっている。
- ・ 住居や庭の手入れがされていない。
- ・ 郵便受けが新聞や郵便物でいっぱいになっている。

おかしいと
思ったら相談
通報を！

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。

★ 問い合わせ先 高齢者虐待通報

電話 265-3889

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172（直通）

わたしのあんしん終活登録事業

高齢者がもしもの際、終活に関するご本人の意思を実現できることを目的としており、市に登録することで、高齢者が意思を表示できなくなった又は、亡くなった時に、病院や警察、あらかじめ登録した親族や友人などに対して、緊急連絡先をはじめ、かかりつけ医、エンディングノートや遺言書の保管場所などの終活に関する情報を、市が本人に代わって伝える事業です。

○ 登録できる内容

- | | |
|-----------------|----------------|
| ◆緊急連絡先 | ◆本籍 |
| ◆かかりつけ医・持病等の情報 | ◆リビング・ウィルの保管場所 |
| ◆エンディングノートの保管場所 | ◆臓器提供の意思 |
| ◆献体登録先 | ◆葬儀などの生前契約先 |
| ◆遺言書の保管場所 | ◆お墓の所在地 |
| ◆本人の自由登録事項 | |

○ 対象者

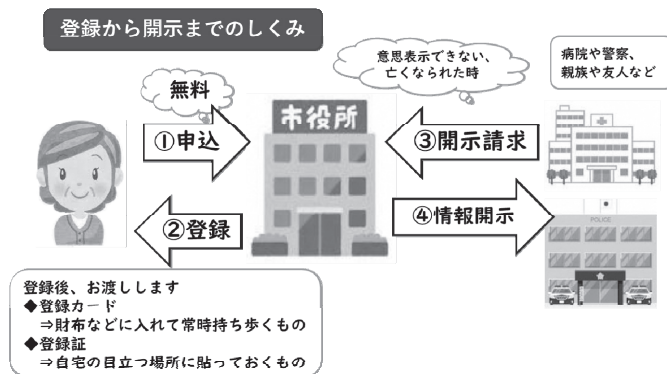
市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方

○ 費用

無料

○ 登録方法

高齢福祉課（庁舎 1 階）にて申込もしくは郵送



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

避難行動要支援者名簿への登録について

災害発生時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、市では支援の必要な方の名簿を作成しています。

名簿に登録された方の情報は、平常時から自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）、警察に情報提供され、災害時の避難支援や安否確認に利用されます。

また、地域の自主防災組織（自治会）を中心として、災害時に誰が支援するかを話し合い、事前に決めておく取組み（個別避難計画の作成）や、日頃の見守り活動などにも利用されます。

○ 名簿対象となる人

災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合に、自力または家族だけでは迅速かつ円滑に避難することが困難で特に支援を要する在宅の方が対象です。福祉施設などに入所している方は対象とはなりません。

市では、次の方に対して名簿登録についての案内をお送りし、登録の有無などをご自身又はご家族の方に判断していただくこととしています。

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯届（民生委員による届出）がされている人
- ・要介護度1～5の人
- ・身体障害者手帳1～6級所持者
- ・療育手帳A、A1、A2、B1、B2所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者
- ・その他、自ら避難することが困難であると申し出た人

○ 名簿登録手続き

「避難行動要支援者名簿登録等に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書）」に記入のうえ、担当する民生委員・児童委員、ケアマネジャーにお渡しいただくか、福祉部担当課（高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課）または防災対策課にご提出ください（郵送可）。

なお、申請書の用紙は防災対策課、福祉部担当課、事務所に用意してあるほか、岐阜市ホームページ（防災対策課）からも入手できます。

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけに
必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

4
施設サービスを利用したい

5
安心して医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓
口

○ 登録にあたっての注意

- (1) 支援者が被災する場合もあるため、避難の支援等をお約束するものではありません。

日頃から地域の行事に参加するなど、隣近所と関わり合いを深め、災害に備えましょう。

- (2) 個人情報の提供にあたっては、全ての提供先から誓約書を提出していただくなど、その適正な取扱い及び管理に細心の注意を払います。

★ 問い合わせ先 都市防災部防災対策課 電話 267-4763

家族介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るため、支給対象者に対して介護用品（紙おむつ）を支給します

○ 対象者

岐阜市に住所がある人で、以下の条件をすべて満たしていること

- (1) 要介護3～5の人（※要介護3の人は、認定調査票の内容によって、支援対象とならない場合があります。）
- (2) 本人、世帯員、同居人又は扶養者の市民税が非課税であること
- (3) 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- (4) ショートステイの利用が支給月の前3か月間で39日以下であること

○ 支援内容

紙おむつの支給券の配付（支給月：6月・10月・2月の年3回）

○ 申請方法

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ申請してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）

家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上、及び介護する家族の経済的負担の軽減を図ります。

○ 対象者

要介護4または5の市民税非課税世帯に属する人で、過去1年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、3か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護している家族

○ 支給額

年間 100,000円(要介護者1人につき1回支給します)

○ 申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★ 問い合わせ先 介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）

高齢者住宅改善促進助成事業

在宅の高齢者に住みよい住環境を提供し、介護するご家族の負担を軽減するための住宅改善に必要な費用を助成します。

○ 利用できる世帯

要介護1～5の人が居住し、市民税非課税世帯であり、原則として本市に1年以上居住している世帯

○ 対象となる工事

高齢者が暮らしやすくするために行う改善工事が対象

(居室、浴室、台所、階段、便所、洗面所、玄関、廊下などの設備構造などの改善工事、屋外工事も含む)

※ 次の場合は助成できません。

(1) 住宅を新築する場合

(2) 対象者の身体状況による改善と関係のない工事

(例) 屋根の補修工事、下水・浄化槽工事など

○ 助成金額

助成限度額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の規定による居宅介護住宅改修費支給限度基準額の20万円のうち利用可能額を控除します。

世 帯 の 階 層 区 分	助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	100%
前年市民税非課税世帯	100%

※ 助成金額は、改善費と助成限度額（介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、利用可能額を控除した額）のうちどちらか低い額に、上記の助成率を乗じて得た額です。

○ 申請方法・書類

- （1）高齢者・重度身体障がい者住宅改善促進助成申請書及び同意書
- （2）見積書の写し
- （3）改善設計書（改善前・改善後）と居室の位置図
- （4）改善箇所の写真（工事着工前）
- （5）住宅改善承諾書（借家・借間の場合）
- （6）地域包括支援センターの意見書

※ 工事着工前に下記の問い合わせ先へ申請し、助成決定後に着工してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）